規　　則

「千曲市行政不服審査会条例施行規則」をここに公布する。

令和８年１１月２０日

千曲市長　小川　修一

千曲市規則第２９号

千曲市行政不服審査会条例施行規則

（趣旨）

第１条　この規則は、千曲市行政不服審査会条例（平成28年千曲市条例第１号）第８条の規定に基づき、千曲市行政不服審査会（以下「審査会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（審査会の調査権限）

第２条　審査会は、必要があると認めるときは、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は審査会に諮問した審査庁（以下「審査関係人」という。）にその主張を記載した書面（以下「主張書面」という。）又は資料の提出を求めることができる。

２　審査関係人は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

３　審査会は、必要があると認めるときは、審査関係人に対し、主張書面又は資料の内容を審査会の指定する方法により分類し、又は整理した書類を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

４　第１項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人及び審査庁に必要な資料の提出を求めることその他必要な調査をすることができる。

５　審査会は、必要があると認めるときは、会議に審査関係人の出席を求め、その意見若しくは説明を聞き、又は必要な書類を提出させることができる。

（意見の陳述）

第３条　審査会は、審査関係人から申立てがあったときは、当該審査関係人に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

２　前項の場合においては、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに審査会に出席することができる。

（主張書面等の提出）

第４条　審査関係人は、審査会に対し、主張書面又は資料を提出することができる。ただし、審査会が主張書面又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

（委員による調査手続）

第５条　審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、第２条第４項の規定による調査をさせ、第３条第１項の規定による審査関係人の意見の陳述を聴かせることができる。

（提出資料の閲覧等）

第６条　審査関係人は、審査会に対し、審査会に提出された主張書面又は資料の閲覧（電磁的記録にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧）又は当該主張書面若しくは当該資料の写し若しくは当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は交付を拒むことができない。

２　審査会は、前項の規定による閲覧をさせ、又は同行の規定による交付をしようとするときは、当該閲覧又は交付に係る主張書面又は資料の提出人の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

３　審査会は、第１項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

４　第１項の規定による交付を受ける審査請求人又は参加人は、千曲市行政不服審査法の規定による提出資料等の写し等の交付に係る手数料に関する条例（平成28年千曲市条例第３号）で定めるところにより、実費の範囲内において条例で定める額の手数料を納めなければならない。

５　審査会は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、前項の条例で定めるところにより、同項の手数料を減額し、又は免除することができる。

（答申書の送付等）

第７条　審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

（文書の記号及び番号）

第８条　文書には、軽易な事案に係るものを除き、次の文書の記号を付し、番号を記載しなければならない。

文書記号
千行審第　号

（公印）

第９条　公印の名称、寸法、書体及び型式等は、次のとおりとする。

名称	寸法（㎜）	ひな形	書体	使用する文書の区分	保管者	個数
千曲市行政不服審査会長印	方20	千曲市行政不服審査会長印	楷書体	千曲市行政不服審査会長名にて執行する文書	総務課長	1

（補則）

第10条　この規則に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附　則

この規則は、令和８年11月20日から施行する。